六1　合併後消滅する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　新日鉱グループ健康保険組合
（二）　事務所の所在地　埼玉県戸田市新曽南三丁目十七番三十五号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　新日鉱ホールディングス株式会社　東京都港区　外百十九事業所
2　合併後存続する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　新日本石油健康保険組合
（二）　事務所の所在地　神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一番地八
（三）　設立事業所の名称及び所在地　新日本石油株式会社　東京都港区　外二十六事業所
3　認可の年月日　平成二十二年三月十七日
七1　合併後消滅する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　日本マタイ健康保険組合
（二）　事務所の所在地　東京都台東区元浅草二丁目六番七号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　日本マタイ株式会社　東京都台東区　外十事業所
2　合併後存続する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　レンゴー健康保険組合
（二）　事務所の所在地　大阪府大阪市北区中之島二丁目二番七号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　レンゴー株式会社　大阪府大阪市　外十一事業所
3　認可の年月日　平成二十二年三月十七日

○厚生労働省告示第百八十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月八日

厚生労働大臣　長妻　昭

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
関東つくば銀行健康保険組合	筑波銀行健康保険組合	平成二十二年四月一日
伊勢丹健康保険組合	三越伊勢丹健康保険組合	平成二十二年四月一日
新日本石油健康保険組合	JXグループ健康保険組合	平成二十二年四月一日
インテック健康保険組合	ITホールディングスグループ健康保険組合	平成二十二年四月一日

○厚生労働省告示第百八十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月八日

厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険組合名	従たる事務所の所在地	廃止年月日
オーミケンシ健康保険組合	東京都中央区銀座一丁目十一番一号	平成二十二年四月一日

○厚生労働省告示第百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月八日

厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
トッパングループ健康保険組合	従たる事務所	東京都港区高輪一丁目三番十三号	東京都北区東十条三丁目十番三十六号	平成二十一年十二月一日
大阪府農協健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区馬場町三番三十五号	大阪府大阪市中央区高麗橋三丁目三番七号	平成二十二年三月八日
SGホールディングスグループ健康保険組合	主たる事務所	京都府京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町六百七十八番地	京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町六百三十七番地	平成二十二年三月十五日
ユーシーシー健康保険組合	主たる事務所	神戸市中央区多聞通五丁目三番八号	神戸市中央区古湊通一丁目一番十一号	平成二十二年三月二十九日
関東つくば銀行健康保険組合	主たる事務所	茨城県土浦市富士崎一丁目一番九号	茨城県つくば市竹園一丁目七番	平成二十二年四月一日
伊勢丹健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区新宿三丁目十四番一号	東京都新宿区新宿五丁目十七番十八号	平成二十二年四月一日

○農林水産省告示第五百八十号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年度において型式検査を行う農機具の種類を次のとおり定めたので、公示する。

平成二十二年四月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

動力噴霧機（走行式）（ブームノズルを有するものに限る。）
農用トラクター（乗用型）（機関出力が25馬力以上250馬力未満であって、車輪式又は走行部がゴム製の装軌式のものに限る。）
スピードスプレヤー
コンバイン（自脱型）（種子用のものを除く。）
田植機（乗用型）（土付き苗用のものに限る。）
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム
ポテト・ハーベスター
ビート・ハーベスター
コンバイン（普通型）
野菜移植機（土付き苗用で、苗の供給が自動式のものに限る。）

○農林水産省告示第五百八十一号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十一年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年四月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	AGCO 5003F6	209045	AGCO Limited

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。